

10 東日本大震災の被災地における仮設住宅サポート拠点運営事業について

仮設住宅における「介護等のサポート拠点」の運営については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」によりその財政支援を行ってきたところである。

避難生活が長期化する中、仮設住宅等の高齢者等を取り巻く様々な課題に対しては、継続的に健康面や生活面での総合的な支援を適切に講じることが必要である。また、今後は仮設住宅から災害公営住宅等への移住が本格化することから、生活環境が変化する高齢者等に対しては、円滑な移住に向けて、より地域や個人の実情に応じた支援も必要となってくる。

そのため、「介護等のサポート拠点」の運営等により引き続き支援するとともに、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、平成 28 年度予算案においては、復興庁所管の「被災者支援総合交付金」メニューとして位置づけ、他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うこととしている。

なお、「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金のうち地域支え合い体制づくり事業（東日本大震災による被災者生活支援に係る事業分）については平成 27 年度末までとされている。該当の岩手県、宮城県、福島県及び新潟県においては、基金の終了に当たって、基金管理運営要領に従い、平成 28 年 12 月末までに精算を行い、基金の解散及び残余额の国庫返納の必要があるが、その具体的な事務手続等については、おってお示しする予定であるので御了知願いたい。